

年 月 日

(基金の引受けの申込みをしようとする者の氏名) 様

住 所 (主たる事務所の住所を記載)

医療法人

設立代表者

印

電話番号 ()

基金の募集事項等の通知について

医療法人 の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人 に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

- | | | |
|-----------------------|-------|----------------|
| 1 募集に係る金銭の総額 | 金 | 円 |
| 2 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 | 金 | 円 |
| | 土 地 | m ² |
| | 建 物 延 | m ² |
| | 医療機器 | |
| | ... | |
| | ... | |
| | ... | |
| 3 金銭の払込み又は財産の給付の期日 | 年 月 日 | |
| 4 金銭の払込みの取扱いの場所 | 銀行 支店 | |
| 5 その他 | | |

① 定款を添付します。

② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類（負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等）を提出していただきますので御了承ください。

平成 年 月 日

医療法人
設立代表者 様

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所

氏 名

印

電話番号 ()

基金引受申込書

医療法人 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みいたします。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
預 金 土 地 建 物 医 療 機 器 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

平成 年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名) 様

住 所 (主たる事務所の住所を記載)

医療法人

設立代表者

印

電話番号 ()

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。御了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
預 金		
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
...		
...		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

医療法人 基金拠出契約書

医療法人 設立代表者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、乙が行う「医療法人 基金」(以下「基金」という。)の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
預 金 土 地 建 物 医 療 機 器 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基 金 拠 出 額)		

第3条 乙は、 年 月 日までに(又は 年 月 日から 年 月 日までの間に)、前条の金銭(以下「拠出金」という。)を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かず振り込まなければならない(又は前条の財産(以下「現物拠出財産」という。)を給付しなければならない)。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付(以下「拠出の履行」という。)に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに(又は第3条の期間内に)、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負う。

第7条 甲は、 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

なお、宮崎県知事の医療法人設立認可後に、甲の表示を「医療法人 理事長」と読み替えるものとする。

年 月 日

甲 （主たる事務所の住所）
医療法人
設立代表者 印

乙 （基金の引受けをした者の住所）
（ " 氏名） 印